より多くの被害者の救済のために
自賠責保険・共済が変わります。

交通事故の死傷者数は、この10年間で約45%増加し、平成12年には116万人に達しました。これは、過去最悪の数字です。自賠責保険・共済は、万一の際の基本的な補償を目的とした保険。現在年間120万件を超える交通事故の被害者に、その保険金が支払われています。この大切な制度をより充実させるために、平成14年4月から自賠責保険・共済の保険金支払いの仕組みや手続きが新しく変わります。

●自賠責保険・共済の役割

自動車1台ごと（バイク、原付自転車を含む）に加入が義務づけられている保険、それが「自動車損害賠償責任保険・共済」です。

すべての被害者の救済のために、また加害者の賠償責任の担保のために、自賠責保険・共済は大きな役割を果たしています。

❶ 支払い基準が法定化されます。

自賠責保険・共済の保険金（以下、共済金を含めて「保険金」といいます）は、統一された一定の基準に基づいて迅速に金額の算定がなされ、すべての請求に対して公平に支払われる必要があります。その保険金の支払い基準を、今回の変更では国土交通大臣および内閣総理大臣が定めることとなりました。

これにより、被害者に支払われる保険金が支払い基準に従っていないと判断された場合などには、国土交通大臣が保険会社や共済組合に対して指示を行い、保険金額を公正に是正します。

❷ 被害者や保険加入者への情報提供を充実します。

保険金の支払いを請求する被害者や、保険加入者は、保険金が適正に支払われているかどうかの判断をするために必要な情報を入手する権利があります。

このため、次のような内容が保険会社や共済組合に義務づけられます。

- 保険金などの請求があった際に、支払い基準の概要などを請求者に交付すること
- 保険金などの支払いに際し、支払った保険金額、後遺障害の等級やその判断理由などの事項を記載した書面を請求者に交付すること
- 保険金が支払われない場合には、その理由を記載した書面を請求者に交付すること
- 請求者から保険金の支払いに関して、さらに説明を求められたときには、詳しく書面で説明を行うこと

❸ 公正中立な第三者機関による紛争処理制度を設けます。

保険金の支払いについて、被害者または保険加入者と保険会社・共済組合との間で争いが発生した場合には、公正中立で専門的な知識をもつ第三者機関によって、その処理を行います。

具体的には、弁護士、医師などの専門家を国土交通大臣、内閣総理大臣が指名し、公正中立な立場からの調停案を示させることによって、紛争を素早く解決します。

●新しく変わる自賠責保険・共済の仕組み

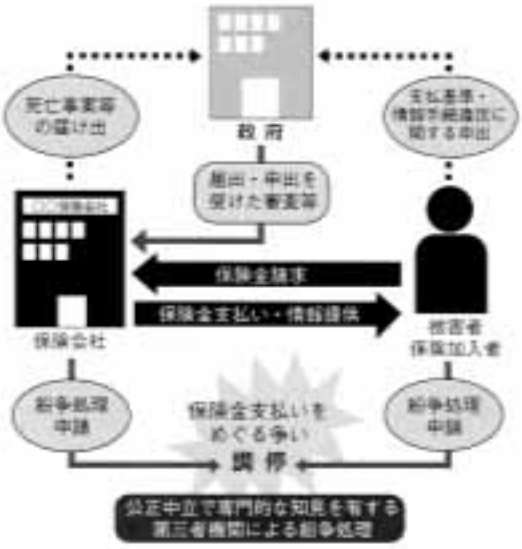

（資料提供＝国土交通省）